



インフルエンザに注意！！

出席停止の基準

☆インフルエンザ・・・ 発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日間。
(幼児にあっては3日を経過するまで。)

☆百日咳・・・・・・・ 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。

☆流行性耳下腺炎・・・ 耳下腺、顎下線または舌下線腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。

«インフルエンザの出席停止の日数の数え方について»

その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日目とします。

『解熱した後3日を経過するまで』の場合、例えば、解熱確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、解熱0日目となります。

※インフルエンザ出席停止 早見表

最低基準	発症日0日目	発症日1日目	発症日2日目	発症日3日目	発症日4日目	発症日5日目	発症後5日を経過した後		
							6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目	解熱4日目	登園可能	
例2	発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目	登園可能	
例3	発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目	登園可能
例4	発症後4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目

(様式 1)

登園届(保護者記入)

さつき認定こども園 殿

届出日： 年 月 日

園児氏名: _____ () 組 グループ)
生年月日 年 月 日 生

病院でのインフルエンザの診断について

※家族に(A・B)型インフルエンザ証明あり。
どちらかに○をつけてください。

※学校保健安全法施行規則第19条第2項によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は「解熱した後3日を経過するまで」とされています。

下記の通り、解熱3日を経過しましたので、登園許可をお願い致します。

保護者名

印又はサイン

発症した後5日を経過し、かつ解熱したあと3日を経過するまでの検温結果を下の表に記入してください。
(表の日数表は目安です)

必ず休まないといけない
期間です。

《出席停止期間中の体温測定結果》